

●香川県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月20日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 石井引田線（34号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市吉田489番14地先 から 東かがわ市吉田489番24地先 まで	8.8~9.9	93	令和4年7月5日付け香川県告示第196号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年2月22日